平成２４年（フ）第１号
岩手県下閉伊郡田野畑村明戸３番地２
債務者　坂下りか子
１　決定年月日時　平成24年１月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月16日午前11時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第１０５６号
東京都府中市片町１丁目17番地の４吉田荘201
債務者　室井　利弘
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４１号
栃木県佐野市田沼町236番地２　コクノエルディム202、前住所栃木県佐野市小見町817番地
債務者　森田　直人
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１４５号
栃木県足利市葉鹿町１丁目11番地16　モンパレス足利第一３号館101号
債務者　浅香　典男
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１６６号
栃木県足利市福居町1001番地４
債務者　中村　泰子
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第８３５号
静岡市清水区興津中町625番地の１　県営興津団地８号棟302
債務者　鎌田　昭義
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１号
静岡市駿河区青木433番地の２、旧住所静岡市駿河区寺田19番地の４
債務者　水元　隆博
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１号
東京都清瀬市元町１丁目19番12号コーポよしだ２Ｆ
債務者　伊達小百合
１　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２１４号
栃木県足利市五十部町502番地１　第７陽光台ハウス410小幡朋子方、開始決定時の住所栃木県足利市末広町21番地１
破産者　鳥野見和成
１　決定年月日　平成24年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１５３９号
札幌市北区南あいの里３丁目３番８号
破産者　十川　晴已
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７３号
宮城県黒川郡大郷町中村字旦原34番地　希望の丘団地１－３
破産者　長谷部元彦
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
群馬県高崎市山名町1671番地51
破産者　龍見　聖壽
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第９３２号
名古屋市緑区滝ノ水１丁目1801番地　セントポーリア滝の水205号、開始決定時の住所名古屋市緑区大将ケ根２丁目702番地　鳴海太子ハイツ402号
破産者　源長　賢明
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７１号
広島県呉市安浦町安登西８丁目11番８号、開始決定時の住所広島市安佐南区上安５丁目28番７号
破産者　ＡＳ　ＷＡＴＡＮＡＢＥこと　渡邉　毅
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４号
神奈川県海老名市柏ケ谷1125番地、開始決定時の住所広島県呉市西中央１丁目６番15―1204号
破産者　北川　美子
１　決定年月日　平成24年１月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部